



九条の樹

92号
2021年12月発行



発行：東久留米「九条の会」 連絡先：Tel 042-473-9489 (鈴木)

http://higashikurume-9.net/ メール：higashikurume9j@gmail.com

憲法公布の日

岸田政権と憲法「改正」

11月3日文化の日は日本国憲法公布75周年の日です。この日の新聞各紙を見てみました。衆議院選挙の直後の改憲情勢を見る良い機会となりました。

衆議院選挙で自民党は減ったものの、維新の党が四倍に増やし、改憲勢力（現行憲法を変えようという議員）が衆議院の3分の2を占めたことを報じています。

各紙が注目しているのは維新の松井代表の「来年の参議院選挙までに改正案を固めて、参議院選挙と同時に国民投票を実施すべき」との発言。一方、自民党の岸田総理は「与野党が建設的に議論し国民的議論を積極的に深めることを期待したい」とし、維新に比べ「慎重だ」と報じています。また公明党も憲法への自衛隊明記に

ついては慎重とも報じています。

今回の選挙で選ばれた新議員にアンケートを行い憲法改正の賛否を質問しています。これによると憲法改正に賛成は自民議員の97%、公明は60%が賛成、3割強が反対、（4年前安倍政権の時は9割が賛成）。維新と国民の全員が賛成。立民の36%が賛成、55%が反対、共産の全員が反対です（数字は読売による）。

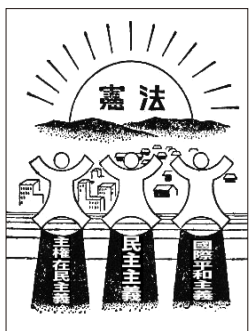
またアンケートは改正賛成議員にどこを変えるのか尋ねています。

- ・緊急事態条項の創設 51%（自民では82%、維新は3割）
- ・自衛のための軍隊保持 50%（自民では65%）
- ・参議院の合区解消 50%

立民の改正賛成議員は「知る権利」「プライバシー権」「首相の解散権制約」「環境権」などをあげています。

各紙は岸田総理は改憲に「慎重」という見方のようですが、その後の動きでは維新、国民両党が改憲促進で合意し憲法審査会の定例開催を訴える（11月9日）とか、自民茂木幹事長が改憲加速発言（13日）、さらに安倍前首相が自民最大派閥の会長となり改憲促進と発言するなど、動きが加速しています。

「選挙で増えたんだから中身はどうでもまず改憲だ」とも言わんばかりの前のめりな改憲勢力の動きを、きびしく批判していく世論が必要です。（事務局）



『あたらしい憲法のはなし』（文部省）日本国憲法の三権分立を表した挿し絵

憲法のどく(く)を変ええるの？

9条に自衛隊明記

憲法九条

今回の総選挙で自民党が公約した憲法改正の主な項目を見てみましょう。

効力を有する政令を制定することができ(る)」「(2012年第2次案)」と書いています。

法律は国会で決めています。政府が国会にかけずに法律と同じ政令を決められる、そして国民は人権の規制に対し訴えて裁判を起こすことも難しくなるということです。三権分立の

緊急事態条項の創設

憲法にはこの条項がないから、コロナ感染の広がりなどに対応できない。というのが改憲派の主張です。「この条項がないから病院などに強い指示が出せない」とか「都市封鎖できない」などと言って、国民の中にもそういう意見に同調する声もあるようです。

ドイツの政治学者のカール・シュミットは「憲法方式による緊急事態条項は全権委任規定になりがちである」「非常時決定権限も内容も必然的に無限定なものとなる」と指摘しています。憲法学者の愛敬浩二氏は「憲法化の結果として当該裁判は裁判所の違憲審査の対象となくなり、人権を制約された個人がその合憲性を争うことが出来なくなる」と言います。つまり「緊急事態条項」ができるかどうか、どういう事態が非常事態か、何を判断次第、何を規制するか、何をするのも無限定なものになるということです。

これはナチスの「全権委任法」と同じものです。ナチスが憲法に基づかずユダヤ人迫害などができたのもこの「全権委任法」によるものです。麻生太郎前財務相は「(ドイツの)憲法はある日、気づいたらワイマール憲法が変わってナチス憲法に変わっていたんです。よ。誰も気づかないで変わった。あの手口に学んだらどうかね」と発言しましたが、緊急事態条項創設をめざす自民党の本音はズバリ述べたものです。

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の改憲案はこの9条2項のあとに③として自衛隊を置くことを明記するというものです。

では自民党が考える緊急事態条項の創設とはどういうものでしょうか。自民党憲法改正草案

では「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の

「緊急事態条項」ができれば、府の判断次第、何を規制するの

安倍前首相は「自衛隊を書き込むことで現状と1ミリも変わらない」といっています。「今と全く変わらない」ならば多くの国会審議の時間をかけ、税金投入してまで国民投票する

「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の

「緊急事態条項」ができれば、府の判断次第、何を規制するの

「緊急事態条項」ができれば、府の判断次第、何を規制するの

「今と全く変わらない」ならば多くの国会審議の時間をかけ、税金投入してまで国民投票する

必要はありません。はじめからごまかしです。

《何が変わるのか》

①自衛隊をチェックし、統制する方法を全く考慮していない。

三権分立は立法(国会)、行政(内閣)、司法(裁判所)の独立を保障してチェックし合い国民の人権を守るためにあります。ところが自衛隊は現在行政の一部ですが、憲法上の存在となると指揮権は内閣総理大臣にあるとしても、チェックは事実上むずかしくなります。軍事秘密や規律、長期方針を独自に持たない軍隊はありません。これらを国会へ報告させることは「特定秘密」の壁で不透明となり、統制が利きません。

実力組織である軍隊の統制に失敗したことが戦前の経験です。その反省から9条では軍隊、戦力が否定されたのです。

②軍法会議の設置が問題となり

ます。

現在は憲法76条2項で軍法会議など特別裁判所の設置は禁止されています。新たな改憲問題となるでしょう。

自民党の船田憲法改正推進本部長代行(当時)は「まずは2項を維持したまま、自衛隊を明記する改憲を実現し、その後2項を削除する改憲をやるという2段階の改正」と発言をしています。(2017年BSフジ番組)。

③国民生活、教育、文化、社会の中での「軍」の位置が大きくなります。

9条とともに平和と人権を基調としてきた文化そのものが変えられていく危険があります。

(東久留米九条の会事務局)

(参考)『憲法改正をよく考える』愛敬浩二他、日本評論社。『九条「加憲」案への対抗軸を探る』伊藤真他、かもがわ出版)

鈴木千代子 川柳集 「てんつく」より

九条を

ひたすら守りて

今日ありき

息子より

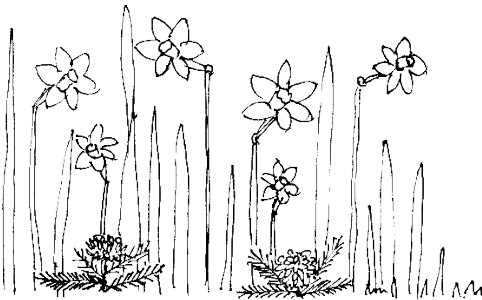
優しい声の

オレオレは

茶髪でも

わかってくれた

有事法



東部9条の会の取り組み

東部9条の会は毎月世話人会を6人で続けています。その時々々の情勢や課題についてざっくばらんに話し合うことが多いです。去年は地位協定について学習しましたが途中で終わりました。また、2か月に1回「東部9条の会ニュース」の内容について話し合い、特集をくんだり、周りの方にも原稿を依頼し発行しています。今後ともニュースの発行は続けます。

自公政権は憲法改正をあきらめていません。新たな企画として「自民党の憲法改正案」を読み、現行憲法と比較する学習会を計画しました。11月から月2回のペースで行い、5、6回で終える予定です。一回目は11月17日(水)、2回目は11月25日(木)いずれも午前10時から12時まで浅間町地区センターで行います。参加費100円テキスト代200円。よろしかったらご参加ください。

(中井川 042-458-5457)

総選挙後の改憲問題の新たな局面を迎えて

2021.11.12 九条の会

10月31日に衆議院議員選挙が行われ、自民党は議席を減らしたものの単独過半数を維持し自公政権の存続が決まりました。維新の会の大幅議席増により自公と維新を合わせた改憲勢力は334議席となり、衆議院の3分の2を超える議席を獲得した結果、改憲問題は、新たな局面を迎えました。

岸田文雄首相は、自民党総裁選の最中から「任期中の改憲実行」、「敵基地攻撃能力」保有の検討を繰り返し表明しました。それを受けて総選挙に向けての自民党公約も、「敵基地攻撃能力」保有、防衛力の大幅強化と並んで、「早期の憲法改正」の実現を明記していましたが、総選挙の結果を踏まえて、岸田政権は、安倍政権以来の改憲策動の強化に踏み切る構えです。

岸田政権がまず手をつけようとしているのは、安倍・菅政権が推進した9条破壊の加速化です。対中国の軍事同盟強化を目指した「国家安全保障戦略」と「防衛計画の大綱」の改定を来年末までに強行し、中国を念頭においた「敵基地攻撃能力」の保有、日米共同演習の強化、そして辺野古基地建設強行などを推し進めようとしています。

同時に、岸田自民党は、憲法9条明文の改憲にも踏み込むべく、臨時国会における憲法審査会での改憲案討議入りを狙っています。維新の会松井一郎代表の「来年参院選と同日に改憲国民投票を」という発言や国民民主党との憲法審査会毎週開催合意は、こうした自民党の明文改憲への策動を応援するものです。

しかし、日米軍事同盟強化と改憲という途は、米中の軍事対決・挑発を激化させ、日本と東北アジアの平和の実現に寄与するどころか、それを遠ざけるものです。明文改憲、9条破壊の策動を阻止しなければなりません。

9条の会をはじめとした市民の草の根からの運動は、自民党などによる改憲の企図を阻み続けてきました。とりわけ、安倍政権の下、衆参両院で改憲勢力が3分の2を占めて以降も、市民と野党の共闘の頑張り、幾次にもわたる全国統一署名運動、それに鼓舞された立憲野党の奮闘により憲法審査会での改憲案審議を行わず、19年参院選では改憲勢力3分の2を打ち破って安倍改憲を挫折に追い込みました。来年の参院選に向けた新たな改憲の動きに待ったをかけるのも、この市民と野党の共闘の力以外にはありません。

この力に確信を持って、市民の皆さんが、改憲と9条破壊の阻止のため、決意を新たに立ち上がられることを訴えます。

《平和を考える本》

『囚われのアマル』

(アイシャ・サイド作/相良倫子訳
さ・え・ら書房 1600円+税)



舞台は現代のパキスタン。

12歳のアマルは勉強好きな少女だが、母親のお産の世話と妹たちの面倒見が重なって学校を休みがち。家は自作農でも地主からの借金で何とか暮らしている状況で、5人目も男子を産めなかった母親の嘆きと立ち直りの遅さがアマルの背に重い。

ある日、アマルは地主の車にはねられた。悪いのは自分ではないと主張するアマルを、「女のくせに！」と激怒した地主は無理に地主屋敷に連れてゆき、小間使いとして働かせた。

こんな状況を打開するには学問が必要だと、アマルは本を読み、独り学び続ける。(高田桂子)